

[事案 2020-139] 新契約無効請求

・令和3年8月5日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明等により契約内容を誤信したことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年7月に銀行を募集代理店として契約した豪ドル建変額終身保険について、以下の理由により、豪ドルの為替レートを誤信して契約したため、契約を取り消し、一時払保険料を返還してほしい。

- (1)募集人による情報の隠ぺいおよび誤説明により、為替リスク等を理解せずに契約をした。
- (2)募集人は、重要事項を説明していない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集行為に瑕疵はなく、募集人は為替リスク等を説明している。
- (2)募集人は、本契約の重要事項を説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約申込当時の状況と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明等による契約の無効は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。